

第4章 次世代育成支援の総合的展開

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

(1) 子どもの権利の尊重

【現状と課題】

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、平成13年4月から施行しています。

これを受け、1年間の川崎市子ども会議準備会を経て、平成14年から川崎市子ども会議が開催され、同じようにより開かれた学校にするための学校教育推進会議も1年間の試行を経て平成14年からすべての市立学校で開催されています。

平成14年4月には、子どもの権利侵害に関する相談・救済機関として「人権オンブズパーソン」を設置し、また、平成15年7月には、子どもの居場所と活動の拠点である「子ども夢パーク」を開設するなど、子どもの権利を保障するための取組を着実に進めています。

さらに、条例に基づき設置されている「川崎市子どもの権利委員会」は、市長の諮問を受けて本市の子どもに関する施策を検証し、子どもの権利保障について審議しています。

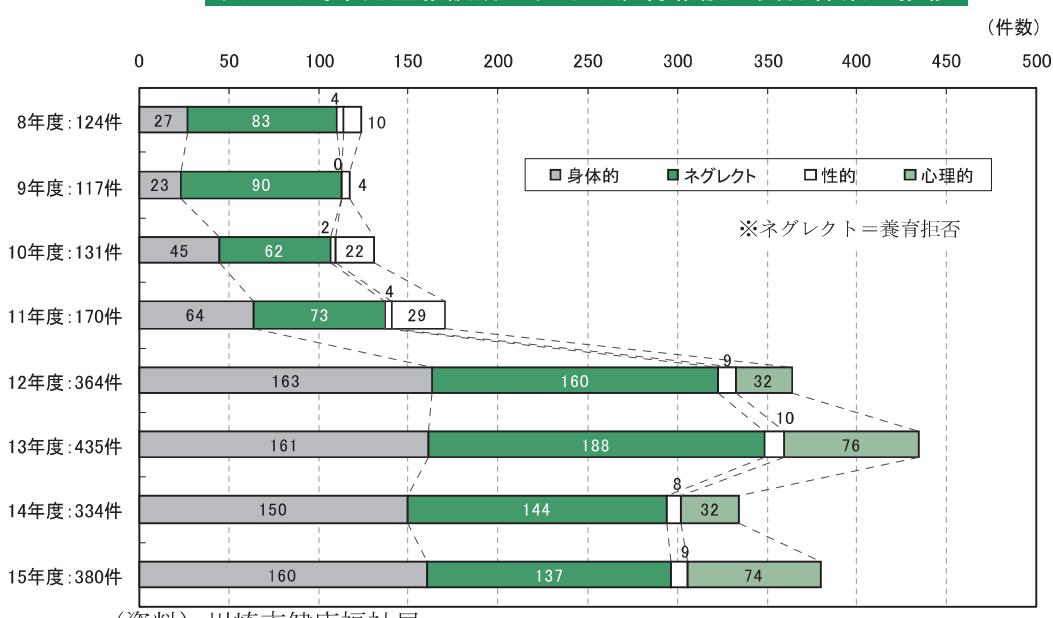
課題としては、最近のいくつかの調査で、子どもたちの参加意欲の低下などの傾向がみられます。

また、子どもの権利侵害の最たるものともいえる、児童虐待については、少子化が進んでいるにもかかわらず、通告・相談の件数が増加しています。このような状況に対応するため、川崎市では、平成12年5月に児童関係者が参加して全市の児童虐待防止連絡協議会を設置しました。各区にも協議会を設置し、地域での連携と対応について協議しています。

いじめや虐待は、見えにくいことが多く、発見が遅れると命にかかわることもあり、早期発見が重要です。そのためには、市民一人ひとりの意識と見守りが大切であり、啓発と広報に努める必要があります。同時に、児童相談所をはじめとする相談機関の専門性を高め、虐待を受けた子どもへのケアや家族関係の修復を図るなど対策の充実を図ることが重要な課題となっています。

さらには、川崎市には多くの外国人が暮らしており、さまざまな文化を持った子どもたちが、互いに尊重しあい、ともに生きることができるよう多文化共生の意識づくりなどを進めていく必要があります。

図 川崎市児童相談所における虐待相談の受付件数の推移



【施策展開の方向性】

子どもたちの権利が尊重され、保障されるよう、子どもの権利についての普及、啓発を図るとともに、児童虐待防止のための取組を強化します。また、異文化の理解や外国人の子どもへの理解を促進し、さまざまな文化を持った市民や子どもたちが互いに支えあう社会づくりを目指します。

【推進施策】

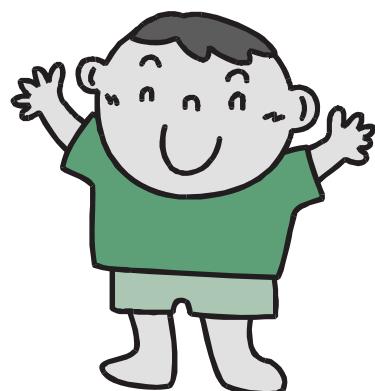
◎は重点施策

| 推進項目 | 内 容 |
|-------------------|--|
| ■子どもの権利についての普及、啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために、「かわさき子ども権利の日のつどい」を実施するとともに市民企画の講座・イベントなどを支援します。 ○ 子どもの権利に関する意識の向上を図るため、条例パンフレットの配布などによる啓発・広報を充実するとともに、市ホームページ子どもページの作成に子ども自身がかかわる取組を支援します。 |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>■子どもの意見表明・参加の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの意見表明・参加を中心とした行動計画に基づき子どもの参加施策の充実を図ります。また、引き続き次期行動計画の策定を進めます。 |
| <p>■子どもの権利侵害に対する相談・救済</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オブズパーソンの子どもに向けた広報を進め、周知を図ります。 ○ 相談窓口や機関を記載したカード等を子どもたちへ配布することにより、子ども自身が相談できる窓口の周知を図ります。 ○ 児童養護施設等に入所する子どもへ権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりします。 |
| <p>■児童虐待等への対応の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。 ○ 市及び各区の児童虐待防止連絡協議会を中心とした、関係機関の連携の強化と関係機関職員への研修等の充実を図ります。 ○ 児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携等による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。 ○ 児童虐待予防のため、保健福祉センターで開催している育儿不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。 ○ 虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能を拡充します。 ○ 施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。 ○ 児童相談所の専門性の強化及び被虐待児やその保護者に対する心のケアと家族関係の修復に向けたカウンセリング等の支援体制の確立を目指します。 |

■多文化共生の推進

- 地域の外国人市民が、学校の授業の中で自国の文化を児童生徒に伝えることを通し、異文化理解や相互の文化を尊重することを目指した「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。
- 国籍・民族・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の創造をめざすものとして、民族文化についての講座や各種行事を行う「ふれあい館事業」の推進を充実します。
- 保育所や幼稚園に通う外国人の子どもへの理解を深めるため、施設職員がその国の文化や生活習慣などを学習する機会を充実します。
- 海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障についての支援を促進します。



(2) 子どもの参加の推進

【現状と課題】

川崎市子ども会議においては、子どもたちが主体的に権利学習に取り組み、思い思いの調査研究を手掛け、川崎の子どもたちの考えを取りまとめていきます。また、行政区・中学校区子ども会議においても、地域の中で目にしてることや、気になっていることを子どもたちの視点から問題提起し、地域社会のあり方などについて、子どもと大人で一緒に考える会議を実施しています。

さらに、市立小・中・高等学校・幼稚園では、学校教育推進会議などを通して、子ども等の意見を生かした学校運営が行われています。

一方、平成15年7月にオープンした子ども夢パークでは、子ども委員と大人委員からなる夢パーク運営委員会（運営委員長は子ども）を組織し、子どもが作り続ける子どもの居場所である子ども夢パークの運営に、子ども自身が前向きに関わっています。

その他、青少年自身が同世代を対象にしたイベントの企画・運営を担うことにより、青少年の社会参加を促進することを目的として、青少年フェスバルを実施しています。

今後は、外国人の子どもや、障害のある子ども、幼い子どもなども含めて、より多くの子どもが参加できるように、これらの取組を充実させていく必要があります。

【施策展開の方向性】

子どもたち自身が、自由に自分の意見を表明できる場として「子ども会議」や「学校教育推進会議」の活動を促進するとともに、「子ども夢パーク」など主体的な活動の場を通して子どもたちの意見表明の機会や子どもの参加の推進を図ります。

【推進施策】

◎は重点施策

| 推進項目 | 内容 |
|----------------|---|
| ■子ども会議の推進 | <ul style="list-style-type: none">◎ 川崎市子ども会議において、子どもが主体となった事業を展開する中で、子どもたち自身が「川崎のまちづくり」を考え、意見表明し、情報を発信していくことを支援します。◎ 地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した地域社会づくりを推進します。○ 他都市の子ども会議との交流を促進し、活動の活発化を図ります。 |
| ■子どもの主体的な活動の推進 | <ul style="list-style-type: none">○ 「子ども夢パーク」における子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポートやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図ります。○ 子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。○ 青少年自身の企画運営により青少年フェスティバルを通して、青少年の社会参加の促進を図ります。 |

2. 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

【現状と課題】

川崎市の「男女平等かわさき条例」では、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に掲げ、職場、家庭、地域などあらゆる場で対等なパートナーとしてお互いの生き方を尊重し、責任を分かち合いながら個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指しています。

しかし男性は仕事、女性は家事、育児、介護というような固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。「川崎市生活時間実態調査」（平成15年）によると、男性は「仕事を優先させること」、女性は「家事や子育てなどと仕事を両立させること」「家事または子育てなどを優先させること」を望ましい生き方と考える傾向が男女とも同様にみられ、実際には子育て期において、家事や子育てなどのほとんどを女性が担っています。

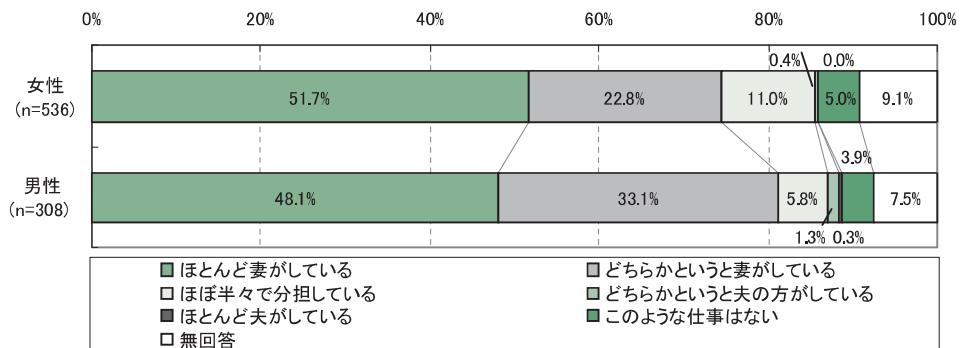
しかしながら、女性はその状況に対し身体的・精神的負担を感じており、他の家事に比べて子育てなどの分担を減らしたいと答えています。

また男性は、現状に満足している割合が高くなっていますが、自分の分担を増やしても良いとも考えている人も多くなっています。

男女がともに担う子育てを推進するために、固定的な性別役割分担意識を見直すことを通じて、男女がともに担う子育てへの意識を醸成することや、男性の家事や育児への参加を促進するための環境づくりを進めていくことが必要です。

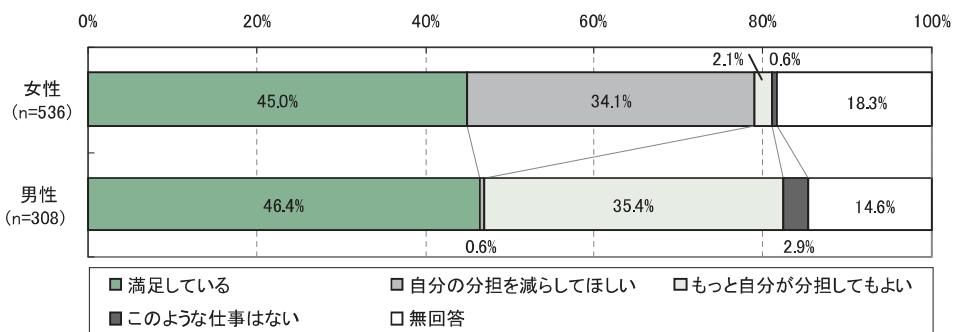
また、子育てについて理解を深め、男女がともに支えあいながら子育てにかかるよう、次世代を担う若者を支援していくことも大切です。

図 子育て・教育の配偶者との分担度合い



(資料)「川崎市生活時間実態調査報告書(平成15年)」に基づく。

図 子育て・教育の配偶者との分担満足度



(資料)「川崎市生活時間実態調査報告書(平成15年)」に基づく。

【施策展開の方向性】

男女がともに子育ての喜びや楽しみを享受し、支えあいながら子育てができるよう、若い世代から男女共同参画の意識啓発を進めるとともに、育児体験学習や乳幼児をもつ親子とのふれあいの機会を提供します。

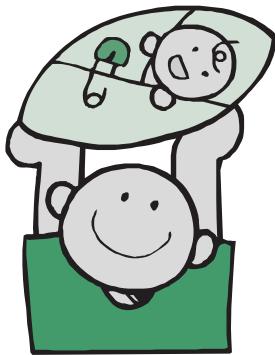
【推進施策】

◎は重点施策

| 推進項目 | 内容 |
|-------------------|--|
| ■男女がともに担う子育ての意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級等、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、参加を促進します。 ○ 小学生、中学生、高校生及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した男女平等教育や意識啓発を実施します。 |

■若い世代からの子育ての意識づくり

◎若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、中学生や高校生などを対象とした育児体験学習を実施します。また、乳幼児やその親と一緒にふれあい、交流する事業を実施します。



(2) 子育てしやすい就労環境の整備

【現状と課題】

女性の自己実現意欲の高まりや就労志向の上昇、就労形態の多様化などに伴い、結婚、出産後も働き続けたいという女性が増えています。

また、企業における女性の管理職への登用など、女性の社会進出が広がり、定着化しつつあります。

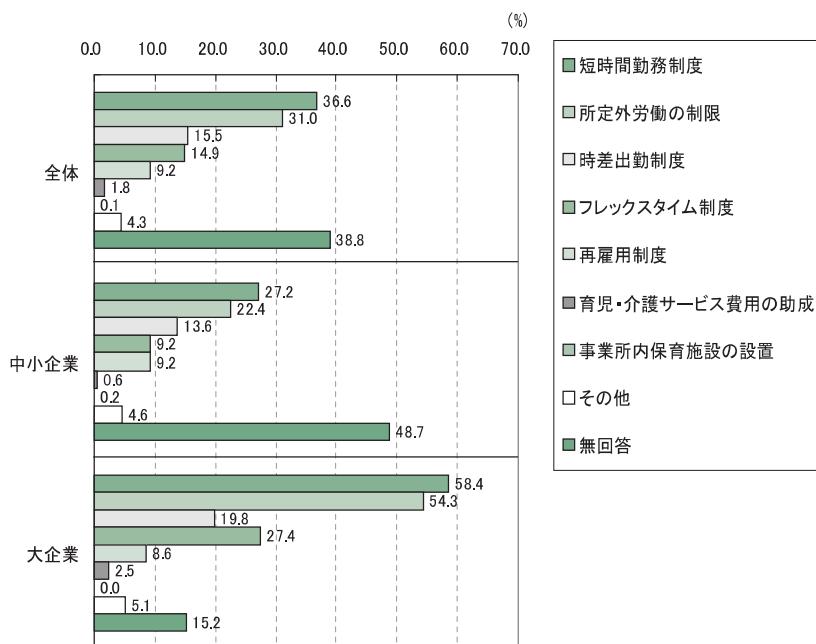
法制度においては、「男女雇用機会均等法」の改正で、雇用におけるすべての過程において男女の異なる取扱いが禁止されました。また、「育児・介護休業法」により、育児や介護を行う男女労働者の時間外労働や深夜労働を制限する義務規定が設けられ、さらにその改正により、小学校就学前の子どもを見護するための休暇制度を導入するよう企業に努力義務が加えられるなど、労働環境の整備が進められています。

しかしながら、育児を理由に退職を余儀なくされている女性も多く、安心して子どもを育てながら、仕事に就けるような支援策の充実がさらに求められています。

仕事と子育ての両立がしやすい就労環境をつくるためには、企業における労働時間の短縮を含めた、多様な働き方の推進や男性の育児・介護休業の取得促進など、さまざまな取組を進めていくことが重要です。

事業所における子育て支援に対する適正な認識やその取組の充実、また、制度が利用しやすい職場環境を整備することなどを、事業主や関係機関に対して、積極的に啓発していく必要があります。

図 川崎市の事業所における育児・介護のための制度実施状況



(資料) 川崎市「平成 16 年度労働状況実態調査」

表 川崎市の事業所における育児・介護のための制度実施状況（産業分類別）

| | 短時間勤務制度 | 所定外労働の制限 | 時差出勤制度 | フレックスタイム制度 | 再雇用制度 | 育児・介護サービス費用の助成 | 事業所内保育施設の設置 | その他 | 無回答 |
|---------|---------|----------|--------|------------|-------|----------------|-------------|------|------|
| 建設業 | 25.2 | 22.3 | 11.5 | 9.4 | 7.9 | 1.4 | — | 6.5 | 52.5 |
| 製造業 | 41.3 | 37.4 | 17.4 | 16.6 | 10.6 | 0.4 | — | 4.3 | 31.5 |
| 情報通信業 | 50.0 | 27.8 | 5.6 | 44.4 | 22.2 | 11.1 | — | — | 33.3 |
| 運輸業 | 37.3 | 37.3 | 19.3 | 9.6 | 6.0 | 1.2 | — | 2.4 | 36.1 |
| 卸売・小売業 | 32.2 | 27.0 | 13.9 | 8.7 | 6.1 | 0.9 | — | 4.3 | 40.0 |
| 飲食店、宿泊業 | 40.0 | 33.3 | 26.7 | 6.7 | 20.0 | — | — | 13.3 | 46.7 |
| サービス業 | 36.8 | 28.9 | 14.0 | 20.2 | 8.8 | 0.9 | 0.9 | 5.3 | 42.1 |
| その他 | 42.0 | 30.7 | 15.9 | 19.3 | 11.4 | 6.8 | — | 1.1 | 33.0 |

(資料) 川崎市「平成 16 年度労働状況実態調査」

【施策展開の方向性】

育児・介護休業制度等の各種制度の利用を促進するとともに、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを啓発していきます。

【推進施策】

◎は重点施策

| 推進項目 | 内 容 |
|---------------------|---|
| ■育児・介護休業制度等の啓発・利用促進 | <ul style="list-style-type: none">○ 川崎市労働情報、市ホームページなどによる関係法令や制度についての情報提供や啓発を行います。○ 事業所における男性の育児・介護休業取得促進の積極的な働きかけを行います。 |
| ■仕事と子育てが両立できる職場づくり | <ul style="list-style-type: none">○ 女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど女性の就労継続を支援します。○ 商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して、働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。◎ 企業の社会的責任（CSR）の視点に立って、市内の事業所における仕事と家庭が両立できる就労環境の整備を促進するための取組の検討を進めます。 |



(3) 多様な保育サービスの充実

【現状と課題】

少子化が進行する中、女性の就労機会が増大するとともに、育児休業制度の普及に伴い、出産後も継続して就労を希望する傾向が強くなっていることなどから、年々保育所の利用希望が増加しています。また、希望する保育サービスの内容も多様化してきています。

このような中、川崎市では、平成14年2月に川崎市保育基本計画を策定しました。この計画においては、待機児童の解消を図るために受け入れ枠の拡大のほか、19時以降の延長保育や休日保育、一時保育や地域子育て支援センターなど多様な保育サービスを実施することにより、仕事と子育ての両立支援と在宅児を含めた子育て支援を公・民協力のもとに、総合的かつ計画的に推進することとしています。

さらに、この川崎市保育基本計画の具体的な実施計画として平成15年5月に事業推進計画を策定しました。

平成16年4月現在、公立保育所89か所、民間保育所26か所の計115か所の認可保育所が整備され、定員は11,175人となっています。

また、本市の単独施策である家庭保育福祉員（保育ママ）や認定保育園、おなかま保育室の認可外保育事業についても年々拡充し、内容の充実に努めています。

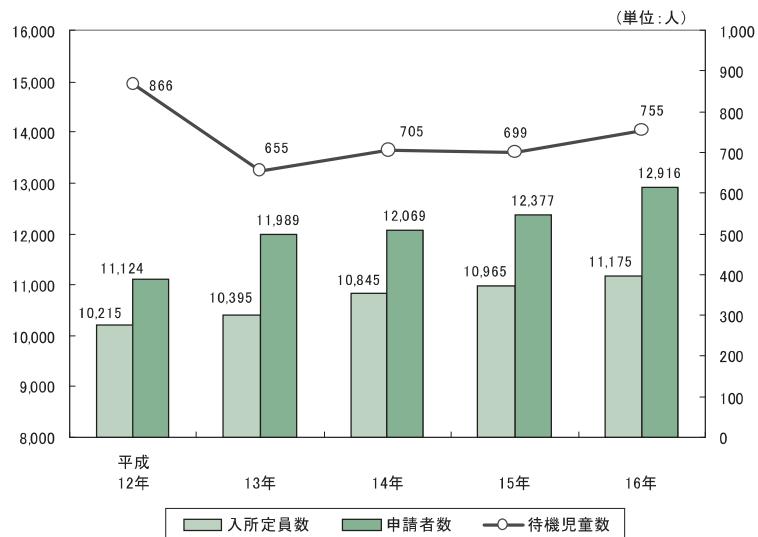
しかし、平成16年4月現在の待機児童は755人と前年と比べても増加しており、待機児童の解消に向けた早急な対応が求められています。

また、長時間の延長保育や休日保育、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）など多様な保育ニーズへの対応も求められています。

厳しい財政環境の中、これらのニーズに的確かつ迅速に対応していくしかなければならないという課題が生じていることから、公立保育所の職員配置の見直しや公立保育所の民営化などを進めることなどで、限られた財源を有効に使い保育施策の充実を図っていく必要があります。

さらには、利用者の適切な選択と、自らが提供するサービスの質の向上を図るという観点から、保育所における第三者評価事業を実施していく必要があります。

図 認可保育所の入所定員・申請者・待機児童数の推移



(注) 各年4月1日現在である。

(資料) 川崎市健康福祉局

【施策展開の方向性】

保育所待機児童解消のため、保育受入れ枠を拡充します。また、延長保育、一時保育、休日保育などを拡充し、多様な保育サービスを提供します。さらには、第三者評価事業により保育サービスの質を高めます。

【推進施策】

◎は重点施策

| 推進項目 | 内 容 |
|------------|---|
| ■保育受入れ枠の拡充 | <p>◎ 認可保育所の整備を基本としつつ、認可外保育事業との連携により、平成19年4月の待機児童解消を目指し保育受入れ枠を拡充します。</p> <p>① 認可保育所の新設、改築、増築などにより定員の拡充を図ります。 <定員 平成16年度 11,175人 ⇒ 平成21年度 12,490人></p> <p>② 独自施策である認定保育園を拡充し、併せて援護の充実を図ります。</p> <p>③ 3歳未満児対象のおなかま保育室の活用を図ります。</p> <p>④ 家庭保育福祉員（保育ママ）の拡充を図ります。</p> <p>⑤ 認可保育所における定員を超えた受け入れを進めます。</p> |

■多様なニーズに応じたサービスの充実

- ◎ 就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育を拡充します。
<延長保育 平成16年度 113か所(うち19時以降延長保育 6か所)>
⇒ 平成21年度 126か所(うち19時以降延長保育 19か所)>
- ◎ 女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。
<一時保育 平成16年度 9か所⇒ 平成21年度 20か所>
- ◎ 保護者の子育てと就労の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の充実を図ります。
<乳幼児健康支援一時預かり 平成16年度 2か所⇒ 平成21年度 3か所>
- ◎ 休日保育の拡充を図るとともに、年末保育を実施します。
<休日保育 平成16年度 2か所⇒ 平成21年度 7か所>

■保育サービスの質の向上

- ◎ 保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育所における第三者評価事業を実施します。
- 認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。

